

官民連携による事業執行方式に関する研究



防災・メンテナンス基盤研究センター 建設マネジメント技術研究室

室長 小川 智弘 研究官 大野 真希 交流研究員 近藤 和正

交流研究員 天満 知生 交流研究員 山地 伸弥 前室長 森田 康夫

(キーワード) 公共工事の品質確保の促進に関する法律、多様な入札契約制度、官民連携による事業執行

4.

1. はじめに

2014年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第56号)が公布・施行され、新たに第14条において、「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」と明記された。

本稿では、多様になった入札契約方式を紹介するとともに、これらを活用した官民連携による事業執行方式に関する研究の取り組みについて紹介する。

2. 多様になった入札契約方式

国土交通省の直轄事業における公共工事の入札契約方式については、設計とは分離して「工事の施工のみを発注する方式」が一般的であるが、その他の方法として、

- ・設計と施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」、「詳細設計付工事発注方式」
- ・設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で契約する「設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)」
- ・施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する「維持管理付工事発注方式」

などがある。

また、工事発注単位に応じた発注方式として、

- ・複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する「包括発注方式」
- ・複数の年度にわたり一つの契約により発注する「複数年契約方式」

などがある。

なお、発注関係事務を発注者が実施する上で、支援が必要な場合は、発注者を支援する方式(CM方式、事業促進PPP方式等)の活用も可能となっている。

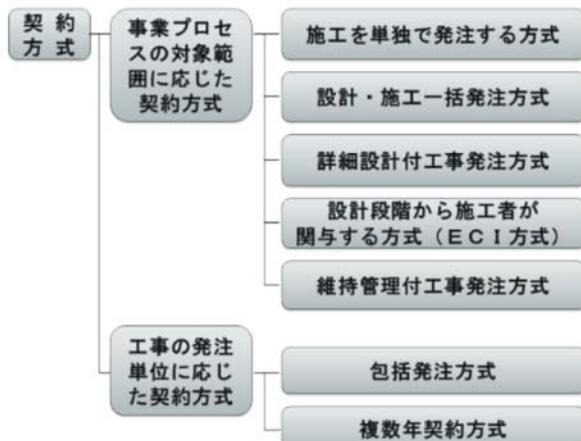


図 主な契約方式

3. 官民連携による事業執行に関する研究

以上の様に多様になった入札契約方式を有効に活用するために、現在、試行されている事例についてフォローアップ調査を実施し、新たな入札契約方式の導入効果及び課題等の把握を進めている。また、活用が進まない入札契約方式については、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(座長:小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授)」にも諮りながら、事業の特性を踏まえた導入方法を検討している。

引き続き、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう検討を進め、必要に応じガイドラインの改定等に反映させていく。

☞詳細情報はこちら

建設マネジメント技術研究室HP

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>